

コミュニティガーデンにおいて組織に縛られず 参加者の自由な活動が確保される条件

Conditions for Ensuring Unconstrained Civic Activities in Community Gardens

キーワード：『コミュニティガーデン』『分散型自立組織』
『パーマカルチャー』『協生農法』

【要旨】

コミュニティガーデン（CG）は、市民農園に比べて、参加者による自由な活動が確保されやすいものの、組織の規定によって、行動が制限されることがある。市民・民間主体による話し合いを重視する CG では、規定以外の方法を模索する必要がある。本稿では、東京都世田谷区のタマリバタケを事例に、参与観察やインタビューを通して、規定にとらわれない市民による自由な活動が確保される四つの条件を明らかにした。第一に、CG の目標において、参加者の自由な活動を確保する要素が含まれていた。第二に、パーマカルチャー等の農法の理念を取り入れ、参加者の選択の自由を保ちつつ、逸脱した行動への抑制をしていた。第三に、分散型自立組織の理念によって、参加者誰もが自由に意見や活動を実現できるような仕組みづくりがなされていた。第四に、統一的・定量的な組織としての目標を定めず、農法と分散型自立組織それぞれの欠点を補完し合っていた。

菊池 隆聖・堂免 隆浩

KIKUCHI, Ryusei., DOMEN, Takahiro.

（一橋大学大学院社会学研究科）

1. 本稿の目的と構成

近年、地域の庭として、コミュニティガーデン（以下、CG）¹⁾ が注目されつつある。CG とは、自治体による管理に限定されず、市民²⁾ や民間が主体となって、一から設計・運営する庭園である（越川 2002）。参加者の意見や地域の需要に根ざした運営がされ、農作業等の活動内容が近い市民農園よりも活動の自由が確保されている（越川 2002）³⁾。一方、参加者同士や CG 内における問題の解決策として、行政によって規定⁴⁾ が設けられるならまだしも、参加者自らが規定を設けることがある。ただし、自由度の高さを特徴とする CG では、規定によって厳しく行動を制限することは、元々の特徴を損なうことになってしまう（新保 2022a）。これに対して、本稿の対象であるタマリバタケ（東京都世田谷区）⁵⁾ では、規定が設けられず、参加者の行動が制限されていない。そこで、本稿ではタマリバタケを事例として、参加者による自由な活動が確保される CG の条件を明らかにすることを目的とする。

本稿の構成（図1）として、第1節では本研究の目的を示し、第2節では先行研究における不十分な点を整理する。第3節では調査対象や方法について述べ、第4節ではタマリバタケの開園経緯を整理し、コミュニティと畑の設計プロセスについて概観する。第5節では、規定に左右されず、参加者による自由な活動が確保されるCGの条件について検討する。最後に、第6節では、まとめと本稿における研究意義・課題について整理をする。



図1 本稿の構成

2. CGを支える仕組みに対する従来の考え方と評価

2.1 CGの法制度における位置づけ

2000年以降、場所・もの・情報をシェアする発想が広まるにつれ、CGは様々な用地を用いて、市民らに共同耕作できる庭園として注目され始めた（新保・斎藤 2015）。公用地やビルの屋上など、開園する土地が農地に限られない点において、CGは農地を主な開園対象とする市民農園とは異なる特性を持つ（新保 2022a）。土地の制約を受けにくいCGは、都市緑地法の改正によって、法制度上での位置づけが明確になった。都市計画制度小委員会の中間とりまとめ「都市計画に関する諸制度の今後の展開について」（2012年）にて、都市と緑・農の共生が都市計画の一つの方向性として示され、都市における緑地・農地に対する方向性が見直された。その後、新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会の最終とりまとめ「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」（2016年）にて、オープンスペースを人々の憩いの場・にぎわいの拠点として有効活用する方向性が定まった。そして、2017年に都市緑地法が改正され、緑地・広場の創出を目的に、市民緑地認定制度や緑地保全・緑化推進法人制度が創設された。特に、市民緑地認定制度は「NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組」を対象としているため、CGの性質に適している（国土交通省都市局公園緑地・景観課 2021）。CGは緑・農の共生やオープンスペースの活用の文脈で注目され始め、市民や民間が主体となった土地利用マネジメントとして期待されている。

2.2 市民・民間主体による運営と行政との協働関係

市民・民間主体による土地利用マネジメントの文脈で発展してきたCGは、市民農園⁶⁾に比べて、参加者や地域の需要に沿った特徴が形成されやすい。市民農園では、参加者ごとに畑を貸し出す区分型が多い傾向にある。そのため、区画ごとの影響を避けるために、農作物・

活動の制限や禁止行為が条例等によって制限される。加えて、法制度や条例の内容に対して、参加者が直接決定に関わることは難しく、自治体単位で制限内容が規定されるため、参加者の活動や市民農園自体に特徴が表れにくい。一方、CG では話し合いから合意形成を行い、活動を展開していくため、参加者の構成によって、CG の枠組みも変化していく（佐倉・磯部ら 2022）。例えば、わくわく都民農園小金井（東京都小金井市）では高齢者や子どもを対象とした畑を設け、たもんじ交流農園（東京都墨田区）では地域の伝統野菜である寺島なすを栽培する（一般財団法人都市農地活用支援センター 2024）など、参加者の意向や地域の需要が反映されやすく、参加者によって活動内容や設備を比較的自由に決定できる。ただし、越川（2002）はCG の枠組み・特徴づくりとして、活動計画書の作成や敷地・CG のレイアウトの計画を、ワークショップなど、話し合いの機会を設けて作成する重要性を主張している。例えば、畑ごとにフェンスを設置することで、人種差別の問題が浮上する可能性があり、CG のレイアウトが運営や方向性に影響を与えることを考慮する必要がある（Kurtz 2001）。

CG では、参加者による自由な活動を確保するため、多様なアクターによる協力的な関係の構築も重要とされている（武田・玉井ら 2015）。市民や民間では補えない部分や課題に対して、他のアクターがCG に関わることで補完される。その一例として、行政が大きな存在として位置づけられている。富山県富山市では、市内の公園でCG を開園する場合、CG における農作物の収穫が植物の採取にあたり収穫活動ができないため、「収穫の喜びを分かち合う目的での処分」という文言を実施要項に示し、公園内におけるCG の活動を正式に認めている（新保 2022b）。また、千葉県柏市では、柏市が土地の地権者と市民団体の仲介を行い、土地を確保した後に助成金を交付するなど、地域のCG 活動を支えるカシニワ制度を設けている（遠藤・雨宮 2016）。加えて、カシニワ制度では、土地使用借貸契約・協定にて使用目的や貸借期間以外に「一般住民の利用」と契約に明記することを命じ、市民による土地の私物化を防いでいる（寺田・雨宮ら 2012、渡部・宮本ら 2014）。行政という中立の立場がCG 活動に関わることで、公共施設を含めた土地や助成金の確保、土地の私物化といった問題に対処し、参加者の自由な活動の確保に向けた一助がなされている。

行政主導によってCG が企画される事例もある。兵庫県神戸市では、平常時にはコミュニティスペース、災害時には防災空地として扱えるように、CG に防災空地事業補助金を給付している（一般財団法人都市農地活用支援センター 2024）。ただし、市長がまちの防災性の向上に資する点を認め、防災空地の概要等を記した標識を見やすい場所に設置する規則等が規定され、CG の活動やレイアウトが若干規定されている。加えて、平野コープ農園（兵庫県神戸市）では、行政が企画・計画したワークショップで、CG の環境整備や管理組織の結成が行われている（新保 2021）。つまり、行政は土地や助成金の確保、CG の問題対策を考慮した制度化といった役割を担いつつ、一部の自治体では行政主導によってCG が企画されている。ただし、行政が関与することで、オープンスペースの活用や防災空地の確保がされる一方、CG の特徴である市民・民間主体の文脈とは離れつつある。

2.3 市民・民間主体による規定

行政等による支援や制度化で問題を未然に防げる利点があるものの、CG は市民・民間主体で自由な活動がしやすい点が特徴であり、市民農園のような管理を行うのは困難である。そこで、行政の関与を極力減らし、CG の運営・管理を市民や民間自らで制度化する場合もある。秋田（2014）は、ニューヨークでの CG の管理組織を事例に、規定やノウハウ等をマニュアルとして定めることで、活動をルーティン化できるとしている。様々な目的や意図を持つ多様な参加者であっても、マニュアルに関する説明を事前に受けることで、逸脱した行動に至ることは少なくなる。また、コミュニティの結束を示すため、規定や農法の学習を前提としたメンバーシップ制度を設ける場合もある（Egerer and Fairbairn 2018）。しかし、マニュアルやメンバーシップ制度は、CG としての活動を継続し安定させる要因になるものの、行政による介入の有無に関わらず、結果的に、規定によって参加者の行動を制限している状態になってしまう。

また、Shimpo（2024）は、日本の CG では、合意形成のプロセスが曖昧になる傾向があり、ある提案に対して、参加者は徹底的に検討することなく、そのまま提案に賛同することが多いと指摘する。自由度の高さを維持するには、行政による過度な介入は行えない一方、市民や民間主体が必ずしも円滑な運営に至る技術やノウハウを持っているとは限らない。以上のように、法制度の位置づけや土地、運営主体、意思決定への関与のしやすさなど、市民農園に比べて、参加者による自由な活動が確保される CG においても、市民・民間自らが規定やマニュアル、メンバーシップ制度を設けている。加えて、市民や民間が必ずしも円滑な運営をする術を身に着けているとは限らない。とはいえ、規定やメンバーシップ制度を設けることが、市民・民間主体の運営を特徴とする CG において、望ましい運営方針であるのか、十分な議論がなされていない。話し合いを重視する CG において、規定以外⁷⁾の運営方針も選択肢としてありえる。本稿では、規定とは異なる運営方針として、参加者による自由な活動が確保される CG の条件について検討する。

3. 調査対象・方法

3.1 調査対象

調査対象として、タマリバタケ（東京都世田谷区上野毛 3 丁目 25）を選定した。選定理由として、「①市民・民間主体による運営に加えて、行政とも協働関係にあること」、「②規定やメンバーシップ制度を設けずに運営されていること」の二点が挙げられる。タマリバタケは、NPO 法人 neomura⁸⁾と世田谷区都市整備政策部都市計画課による市民活動支援事業（行政提案型協働事業）⁹⁾の一環で運営される CG で、コミュニティとしての「タマリバ」と、農作業等を行う場の「ハタケ」が設けられている（図 2）。

コミュニティの側面としては、毎日の開園に加えて、毎週土曜・日曜のいずれかにコミュニティデイとして、共同活動や話し合いの場を設けている。一回限りのイベントから複数回

の企画、地元企業等との共同プロジェクトが定期的に計画・実施され、タマリバタケの Facebook のグループで告知されている。ハタケの側面としては、計画的な栽培を行うスクエアガーデンや、パーマカルチャーの理念を取り入れたキーホールガーデン、協生農法¹⁰⁾の理念を取り入れた畑（以下、協生農法エリア）の三つの畑が整備されている。タマリバタケの中心部には、参加者同士で種を決めたシンボルツリーのジューンベリーが植えられ、テーブルや長椅子、コンポスト、雨水タンク、砂場、ブランコなどの設備が備えられている。



図2 タマリバタケの現地写真・レイアウト（筆者撮影・作成）

3.2 調査方法

データの収集として、文献調査及び参与観察、半構造化インタビューを実施した。文献調査としては、世田谷区やNPO法人 neomura が発行する冊子・ホームページ、タマリバタケについて扱った新聞記事等を参照した¹¹⁾。また、タマリバタケの公式 Instagram や Facebook の投稿（2021年9月～2024年9月）より、各時期の活動について整理した。同時に、2023年12月～2024年9月の期間に参与観察を実施した。加えて、参加者に対して、タマリバタケのレイアウトや農作物等の現場の紹介、参加理由などについて、インフォーマルインタビューを行った。これらの情報をもとに、NPO法人 neomura の理事1名（A氏）、世田谷区都市整備政策部都市計画課の職員2名、参加者2名（B氏、C氏）に対して、半構造化インタビューを実施した（表1）。なお、A氏および世田谷区の職員2名は、普段の活動・イベント等にも積極的に参加しているため、現場の実態についても把握している。インタビュー内容としては、「タマリバタケ開園から現時点までの経緯」、「タマリバタケの雰囲気」、「イベント・企画の計画経緯」、「分散型自立組織やパーマカルチャー等の農法の導入経緯」等の聞き取りを行った。

表1 インタビュー概要

インタビュー実施日	時間	仮名（所属先）
2023年12月18日／2024年9月19日	約3時間	A氏（NPO法人neomura）
2024年1月10日	約1時間半	職員2名（世田谷区 都市整備政策部 都市計画課）
2023年12月18日／2024年9月16日	約2時間半	B氏（参加者・コミュニティマネージャー）
2024年1月20日	約1時間	C氏（参加者）

4. タマリバタケの開園経緯とコミュニティ・畑の特徴

4.1 タマリバタケの開園経緯

タマリバタケは、地域の有志団体「チーム用賀」のメンバーらによる提案から始動した。2018 年、世田谷区用賀地域の数名の住民が集まり、住民同士のつながりづくりを目標としたコミュニティ「チーム用賀」が結成された。Facebook のグループ機能にて、地元の情報の共有・広報を行い、定期的に飲み会や地元の農家の手伝いなど、住民が主体的に活動している。2020 年、チーム用賀に参加するメンバーが NPO 法人 neomura の理事に就任し、チーム用賀と NPO 法人 neomura のつながりが強まった。ある日、チーム用賀兼 NPO 法人 neomura の理事が、生産者と消費者の関係が近く、地産地消や食の安全性を特徴とする Farm to Table の考えに感銘を受け、「都会で農業を行いたい」と提案した。また、同時期に、COVID-19 の流行下、用賀商店街の住民交流拠点の neobar（ネオバル）が閉店した。NPO 法人 neomura の理事らは、閉店の影響を受けて、市民同士の交流場所が必要と感じていた。そして、タマリバタケの提案を Facebook のグループに投稿し、参加者を募ったところ、数十名が集まり、タマリバタケの企画・設計が本格的に始まった。次に、タマリバタケを開園するための土地を探す必要があり、コミュニティスペースや公園が提案として検討された。しかし、公園等で開園することは法律的な制限があるため、最終的に世田谷区が保有する公共用地（道路代替地）が選定された。タマリバタケの土地の選定と同時に、世田谷区との協議も始まり、市民活動支援事業としてタマリバタケのプロジェクトを進めていくことになった。

世田谷区は、2014 年に「都市整備の基本方針」の第一部を改定し、「みどり豊かで住みやすいまちをつくる」ことを定めた（世田谷区 2014）。世田谷らしいみどりと水・農地・多様な生物の保全の必要性を示し、タマリバタケが位置する玉川地域では「農業文化の継承を進め、地域に残された貴重な農地の保全やみどりの維持・創出」を方針として掲げた（世田谷区 2015）。都市の農地保全の観点では、区民を農の応援団として位置づけ、農のある暮らしの充実化に向けて検討していた（世田谷区 2023）。そして、両者での協議の結果、市民活動支援事業の提案型協働事業として、世田谷区の方針や課題を反映し、タマリバタケを「都市部における日常生活の一部としての農」の場として位置づけ、参加者同士のつながりから農を守るコミュニティづくりを事業目的として掲げた。また、A 氏は「タマリバタケは参加する市民それぞれが幸せを感じられるようなたまり場として機能する点も重要な目的の一つ」と語っていた。世田谷区都市整備政策部都市計画課と NPO 法人 neomura の理念が一致したことを背景に、2021 年 9 月に提案型協働事業（2021～2024 年度）を開始し、二子玉川駅近くの上野毛に開園した。毎日の農作業や参加者同士の交流に加えて、タマリバ及びハタケでは、それぞれのイベントや企画、場づくりが定期的に行われている（表 2）。

表2 タマリバタケにおけるイベントや企画・場づくりに関する活動年表
(2021 年 10 月～2024 年 9 月／筆者作成)

タマリバ・地域交流		ハタケ	
2021		・スクエアガーデン、協生農法エリアの整備開始 (10月)	
2022	・似顔絵屋台、紙芝居&ランチ会 (5月)	・シンボルツリーの決定 (2月)	
	・和ハーブ・ドクダミワークショップ (6月)	・キーホールガーデンの整備開始 (3月)	
	・七夕&夕涼み会 (7月)	・コンポスト会議 (5月→9月完成)	
	・藍の生葉染めワークショップ (9月)	・手作り田んぼ開始 (9月)	
2023	・さつまいものつるでリースづくり (11月)		
	・小松菜を描くワークショップ (2月)	・オーガニックガーデンづくりワークショップ、 プランティオ株式会社による農作物の育成状況 の管理growシステムの提供 (4月)	
	・味噌づくりワークショップ (3月)	・和綿の種を植えるワークショップ (5月)	
	・福祉施設楽ちん堂の出張カフェ (5月)	・株式会社キュアテックによる和紙由来の資材 キュアシート提供 (7月)	
	・麦ワークショップ (7月)		
	・楽ちん堂主催のかき氷屋台 (9月)		
2024	・出張企画 (10～12月)		
	・エントランスDIYワークショップ (1～3月)		
	・和綿のワークショップ (2月)	・作付計画ワークショップ (2月)	
	・タマリバタケ展の定期開催 (2月～)		

4.2 タマリバタケにおけるコミュニティの設計

タマリバタケでは、コミュニティ（タマリバ）と、畑（ハタケ）の両方の側面で設計・運営をしているため、別々に実態を分けて、特徴を整理する。コミュニティの設計における特徴は三つある。第一に、タマリバタケの場所は、すべての参加者に開かれ、誰もが参加可能な点である。参加資格を設けず、畑のレイアウトも参加者同士で決め、農作物の種や苗、道具も参加者自らが持参している。パーマカルチャーや協生農法等の農法を決めているため、畑の計画やレイアウトの一部を規定しつつも、特定の参加者が一部の土地を使用し続けることはなく、畑は「みんなの農園」として意識されている。加えて、公共用地での収益化禁止などの制約はあるものの、イベントや企画等の計画も、NPO 法人 neomura や世田谷区の許可を基本的に必要とせず、それぞれの参加者が自主的に企画し開催している。

第二に、リーダーが不在である点が挙げられる。一部の参加者が先導することで、中央集権的な性質が生じ、みんなの畑という認識から外れるため、リーダーという役職は設けられていない。世田谷区も同様に、土地の提供や年度単位の補助金支給、近隣住民への説明等の役割を担いつつも、運営方針に関しては参加者や NPO 法人 neomura の意向を尊重している。近藤（2023）による NPO 法人 neomura の理事に向けたインタビューで、「運営の役目を決め

れば物事は進みやすくなるが、他の市民が意見を出しづらくなる」と語られていた。そのため、タマリバタケでは、話し合いの機会を重視し、誰でも参加可能な「コミュニティデイ」と、定期的に活動する参加者らで構成されている「運営ミーティング」が設けられている。基本的にコミュニティデイでは、現場での問題に対して、運営ミーティングでは、長期的に検討すべき事項に対して議論している。これらの話し合いでは、誰でも参加可能である一方、参加者は固定的である。ただし、タマリバタケに関わる参加者らは、話し合いによる決定に対しては、積極的に活動する参加者の決定や意見を尊重するといった風潮がつくられている。A・B氏は、参加者同士の考えや積極性を尊重する方針による運営体制で、「現時点で問題は生していない」と語っていた。

第三に、コミュニティマネージャーの存在である。リーダーの不在を掲げているため、コミュニティマネージャーは、意思決定を主導する役割とは異なり、参加者同士の情報を繋げる役割を担っていた。開園当初は、参加者同士の交流も少なく、話し合い自体も少なかった。そこで、B氏がコミュニティマネージャーに立候補し、ミーティングでの情報共有やイベント・企画の支援、外部との連携支援など、参加者同士の交流を活性化しやすいように活動を始めた。特に、各ミーティングでの情報共有は欠かせない存在であった。すべての参加者が頻繁に活動に参加しているとは限らないため、話し合いの場では活動内容の共有やレジュメの作成など、参加者同士の情報を調整していた。加えて、普段の活動においても、タマリバタケの問題の解決に向けて、自然発生的に話し合うことは少ないため、参加者同士の話し合いの場を設け、建設的な話し合いができるよう心がけていた。ただし、B氏は参加者同士の話し合いや対話の機会が増えたことを実感し、2024年3月からコミュニティマネージャーと呼称することを辞めたと言っていた。

一方、タマリバタケの運営方針は、定量的な目標に対しては非効率的な側面も持つ。農作物の収穫量などを目標とした場合、収穫量を最大化する農法や運営の選択が効率的であるため、リーダー不在の状態は、非効率的で最も適した方法ではなかった。ただし、タマリバタケでは、参加者一人ひとりがそれぞれに幸せを感じられるたまり場の提供を目指し、農作物の大量収穫などの定量的な目標を添えていないため、非効率的な側面によるデメリットに影響されていなかった。タマリバタケの方向性について、A氏は以下のように述べていた。

一定の農作物の収穫量を最大化する手法って多分あって、その正解に即していこうっていう風にみんなが活動するゲームだとしたら、多分自立分散では全然機能しないので。ただ、そこを別に目指してるわけじゃないんで、別に今のところデメリットがあんまりない。(A氏)

また、参加者が主体となる運営方針として、分散型自立組織 (Decentralized Autonomous Organization) のコンセプトを取り入れている (近藤 2023)。分散型自立組織は、タマリ

バタケを提案した NPO 法人 neomura の理事によって提唱された案である¹²⁾。タマリバタケにおける分散型自立組織の特徴として、コミュニティの三つの特徴に加えて、NPO 法人 neomura は、運営プロセスの透明性を示すため、会議の議事録や予算の帳簿が記されているエクセル等を Facebook のグループで公開している。ただし、開園当初に、タマリバタケのコミュニティの設計として分散型自立組織のコンセプトを取り込み、参加者らでコンセプトを反映していく計画はなかった。タマリバタケが掲げる目標は、農を守るコミュニティとしての側面に加えて、一人ひとりの幸せを感じられるたまり場として機能することであった。そのため、タマリバタケが掲げた目標と、分散型自立組織における一人ひとりが目的をもって活動ができるという理念が適していた。A 氏は「開園当初に設定した目標が分散型自立組織の組織形態と結果的に合致した」と語っていた。NPO 法人 neomura や一部の参加者は、分散型自立組織を提案した理事との関わりがあり、その理念を念頭に置きながら活動していた可能性もあるが、多くの参加者はその理念を意識することはなく活動していた。

4.3 タマリバタケにおけるハタケの設計

タマリバタケの三つの畑では、それぞれ異なる農法が取り入れられている。まず、一般的な畑と同様の形態であるスクエアガーデンは、いくつかの畝が整備され、春夏隊・秋冬隊¹³⁾が作成した栽培計画に沿って、農作物が育てられている。スクエアガーデンの整備経緯としては、タマリバタケが開園した 2021 年 10 月に整備が開始され、ラーメンの煮干し柄による肥料づくりなど、有機肥料に詳しい参加者を中心に整備されていった。他の参加者は農業に対して知識が不足していたため、畑の手伝いなどを通して、農作業や肥料に関する基礎を学習していた。また、タマリバタケの開園当初は、農薬の使用禁止などの規定は設けられていなかったが、参加者らが有機肥料等について学び理解するうちに、タマリバタケ全体で科学的な肥料を避けるような農法を取り入れていく方針が定まっていた。

次に、整備が開始されたのは、協生農法エリアであった。スクエアガーデンが整備され始めた一週間後、タマリバタケの近所に住む参加者からの提案で、協生農法エリアの整備が始まった。スクエアガーデンとは異なり、畝の場所や畑の範囲が明確に決められていないため、協生農法エリアは多めに場所が確保されている。協生農法は多様な植物を混生・密生に育てる必要があるため、提案した参加者によって毎日手入れがなされていた。ただ、A・B 氏は「近所の参加者が定期的に通えなくなってから適切な管理が難しい」と語っていた。

そして、2022 年 3 月、キーホールガーデンの整備が開始される。キーホールガーデンは、パーマカルチャー¹⁴⁾の理念に基づき、参加者同士が交流しやすいように、円形・鍵穴の形で整備されていった。パーマカルチャーの理念やキーホールガーデンのアイデアは、パーマカルチャーに詳しい専門家からの指導で設計された。専門家は参加者に対して、理念やデザイン、トマトなどの苗づくりから定期的な手入れについて、知識を共有していた。これらを踏まえ、三つの畑では肥料の縛り等が規定されていないものの、参加者による牛糞の持参や、

DIY のコンポストの肥料を使用するなど、自然環境に合わせた農法を取り入れていった。C 氏は「日々自然環境に目を向けながら、畑での活動をしている」と語っていた。

各畑に農法を取り入れることで、タマリバタケの特徴がより際立っていた。多くの CG では、畑を設けるものの、タマリバタケのようなパーマカルチャーや協生農法の理念を取り入れた事例は少ない。そのため、タマリバタケの農法に興味を持った参加者が遠方から訪れることもあり、広報材料としても活かしている。加えて、農作業や農法について素人であった参加者が、農作業や農法の理念について学び合い、共同で各畑を作っていく経緯の中で、「みんなの農園」としての実感が形成されていった。A 氏は「開園後に参加し始める参加者も、農法やコンセプトを理解した上で参加することが多く、土地の私物化などの問題は発生しない」と語っていた。また、パーマカルチャーや協生農法に基づく農法は、一般的な農業に加えて、まわりの自然環境も加味して設計・管理をしなければいけないため、奥が深く、参加者が関心を持ち続けられる点も特徴である。

一方、参加者らは、適切なメンテナンスを継続する点に課題を感じていた。協生農法エリアもキーホールガーデンも、一定の知識を持つ専門家らによって設計されたものの、他の参加者は十分な知識を持ち得ていない。長期間で定期的な管理が必要とされる中、専門家らの定期的な参加も困難で、参加者らによって見よう見まねで実践し維持する状態になっている。スクエアガーデンでの農法は、比較的インターネット等で知識や情報が手に入りやすいものの、他二つの農法は日常的な管理の困難さや、インターネット等の情報と現場環境の適合性など、難易度が高いことが課題であった。

5. 考察

5.1 農法の理念と逸脱行動の抑制

最後に、タマリバタケの特徴を踏まえて、参加者による自由な活動が確保されるための条件について整理する。まず、参加者による自由な活動の確保に向けて、タマリバタケでは、参加者それぞれが幸せを感じられるたまり場として機能し、参加者一人ひとりが持つ目的の実現に向けた運営方針が掲げられていた。そのため、参加者一人ひとりの目的の実現を目指すには、規定で禁止行為などを定めてしまうと、タマリバタケが掲げた目標に背いてしまう。とはいえ、タマリバタケの運営・活動を継続し安定させるためには、規定とは異なる方法で、参加者らの行動が逸脱した状態に至らないための仕組みをつくる必要がある。そこで、タマリバタケでは、各畑に農法の理念を取り入れ、畑での方向性を明確にする設計を行い、規定とは異なる方法を実践していた。

タマリバタケの畑では化学肥料を使用せず、パーマカルチャーや協生農法の理念を取り入れ、自然環境に合わせた農作物の栽培を行っていた。これらの農法は、参加者らの活動や話し合いの中で決まった方針であり、規定による制限はないが、農作業の手法が定まることに加え、参加者らの行動に対する方向付けとして作用していた。例えば、規定によって管理

をする責任が明示されていない場合、参加者らは自由に農作物を植えることができるが、定期的な管理を怠り、そのまま放置してしまうなど、ある行動に対する責任の所在は不明瞭になってしまう。しかし、タマリバタケでは、必ずしも規定や中央集権化した組織の管理を設けずとも、参加者らは農法に対して理解した上で参加し、自然環境に対する敬意を示すことで、責任をもって農作物を育てる風潮がつくられていた。これらの風潮は、下記のような A 氏の語りから読み取れる。

自然農法にしても協生農法にしても、要するに自然に対するリスペクトがある。(中略) なんか強い作物が育って、そうじゃない作物が結局育たなくてもいいっていう。流れに委ねるみたいなところを、すごく大事にしている人たちなんで。やっぱその自分がこの場所に植えたっていうものに対して、途中で投げ出すっていうことをするのって、やっぱり失礼だよなみたいな思いが多分根底にはあって。(中略) 生えてくれてありがとうみたいな考え方でやってるので、そうするとやっぱりそこに対するこう自分が植えたからにはっていうコミットメントがあってということなんだろうな。(A 氏)

農法を明確にすることで、初期の参加者以外で活動に参加した者も同様の効果が生じていた。タマリバタケがパーマカルチャーや協生農法等の農法を実践している CG と理解した上で参加するため、開園初期と開園後に関わる参加者の間での考えにずれが生じにくい。

新保(2022a)は、参加者に対して、禁止する行為や義務を規定で縛らず、参加者同士で考え、試行錯誤しながら、参加者に対して「しなやかな方向付け」ができる環境が重要と指摘する。タマリバタケの農法を明確にする設計は、新保が主張するしなやかな方向付けの一つとして機能していると考えられる。規定によって参加者の行動を強制することは、参加者の行動する選択肢を狭めてしまい、タマリバタケが掲げる参加者一人ひとりの目的の実現といった目標とは異なった状態に陥ってしまう。一方、農法を明確にすることで、参加者は、農法の理念に対して理解や共感したことを前提に参加するため、参加者が主体的に活動へ参加した実感が沸きやすく、その理念に反する行動が起こりにくくなっている。例えば、化学肥料の禁止を規定で強制せずとも、農法の「自然環境と調和した農業を営む」といった理念を共有しているため、牛糞の持参やコンポスト・肥料づくりなど、化学肥料を避ける行動を、農法の理念の共有によってうまく誘導していた。つまり、農法を明確にすることは、参加者の行動する選択の自由を保ちつつ、逸脱した行動に至らないように誘導する仕掛けとして機能している。加えて、それぞれの農法は参加者らが話し合いを通して決定し、現場での実践を通して学び理解していくため、規定を設けずに、タマリバタケで望ましいとされる行動が参加者の中で共通意識として芽生えていた。

ただし、これらの農法が適切に活かされるには、十分な知識を持った参加者や専門家による指導等が定期的に必要で、タマリバタケでは適切な管理に関して課題を抱えていた。農法

の明確化は、農法の理念を通して、規定の代わりになるものの、それら農法の知識に疎い参加者のみでは実現し続けることが困難である。万が一、収穫ができない状態になれば、CG に対して参加者らが求める収穫体験は行えず、CG として持続的な運営を妨げてしまう可能性もある。タマリバタケでは、一般的な畑のスクエアガーデンも含め、三つの農法を実践しているが、定期的に専門家による管理を求めるなどの対策は必要と考えられる。

5.2 分散型自立組織と参加者一人ひとりの幸せの実現

規定にとらわれず、農法を明確にする設計は、逸脱した行動が起こらないよう、参加者の行動を方向づける方法として作用し、タマリバタケが目的として掲げた参加者一人ひとりの幸せの実現が重視される風潮をつくりあげていた。ただし、農法を取り入れるだけでは、参加者が自由に活動しやすい環境は整備されるものの、その活動を実現できるような仕組みは別に必要となる。そこで、タマリバタケでは、参加者の自由な活動を実現する方法として、分散型自立組織の理念をコミュニティのコンセプトとして取り入れていた。

中央集権的な組織形態では、参加者一人ひとりの幸せの実現に向けて運営することは難しいため、誰か一人が決定権を保持せず、参加者一人ひとりが持つ目的や意見を実現できる組織形態として分散型自立組織が注目されていた。分散型自立組織の組織形態の特徴は、「水平・分散型、開放的」とされている（経済産業省 2022）。タマリバタケでは、コミュニティの設計として「①すべての市民に開かれている」「②リーダーの不在による話し合いの重視」「③情報共有の役割としてのコミュニティマネージャーの存在」の要素が特徴とされる。リーダーを設けず、話し合いを通して、誰でもタマリバタケの土地・空間を利用でき、農作業や定期的な企画、イベントが実施されていた。また、参加者によって参加頻度が異なるため、コミュニティマネージャーが情報を共有する役割を担い、タマリバタケ全体の運営を調整していた。これらを踏まえ、一部の参加者に情報が偏ることなく、参加者の誰もが目的を実現できる仕組みが整えられ、水平・分散的な組織形態として機能していた。

Yoshiro and John (2023) は、分散型自立組織の特徴を、運用プロセスの透明性と効率性として整理している。これらの特徴に基づけば、タマリバタケにおける分散型自立組織では、意思決定へ誰もが参加可能である上、Facebook のグループ機能を用いた議事録・予算の使い道の公開など、NPO 法人側の運営プロセスの透明性として、参加者が閲覧する機会が確保されていた。効率性に関しては、タマリバタケの運営にブロックチェーン等の技術を利用することはないため、反する状態であった。分散型自立組織は、基本的にブロックチェーン等の技術の活用が前提に成り立っている (Liu and Zhou et al. 2021)。これに対し、タマリバタケでは、技術の活用は想定されず、効率化が困難な状態である。しかし、タマリバタケでは統一的な目標を定めず、効率性を求めているため、課題としては感じていなかった。

また、タマリバタケの開園当初は、分散型自立組織の理念を参加者らに共有する機会などは設けていなかった。ただし、参加者一人ひとりの幸せを叶えることをタマリバタケの目標

として明確に掲げたことが、結果的に分散型自立組織を成り立たせる要素となっていた。参加者一人ひとりの目的を実現するには、統一的な目標や活動では困難であるため、タマリバタケはたまり場として機能し、CG 全体で目指すべき目標を立てずにいたことが、分散型自立組織が機能するかを左右させていた。タマリバタケのたまり場としての機能が分散型自立組織の成立に及ぼす影響を、A 氏は下記のように語っていた。

幸せの感じ方って、人によって当然全然違うので、人と交わることがいいのもあれば、土に触れられるとか、畑が育つっていうのもいいってこともあれば、なんか貢献できたっていいとか。ここも感じ方がバラバラなので、なんかそこをより多く満たせるような場所になるっていうこと自体が目的だとするとすごく自然な形というか。なんで分散型自立組織を作ろうっていう、なんか別に意図して作ろうって感じになってないことの方が、実は特徴なんじゃないかなって。(A 氏)

分散型自立組織の提唱をした理事と関わりがない参加者が多数である中、分散型自立組織の理念を結果的にタマリバタケに取り入れられたのは、統一的・定量的な目標ではなく、参加者一人ひとりの目的の実現といった場づくりのみを目標として掲げたことに加えて、コミュニティの三つの特徴が起因していたと考えられる。

6. 終わりに

本稿ではタマリバタケ（東京都世田谷区）を事例に、規定以外の方法で、参加者による自由な活動が確保される CG の条件の検討を試みた。タマリバタケにおける時系列プロセスをまとめると、開園当初からスクエアガーデンや協生農法エリア、キーホールガーデンで、農法を取り入れた畑の整備が行われ、分散型自立組織のコンセプトをコミュニティの設計として取り入れていた。そして、農作業や話し合いに加えて、参加者自らイベントや企画の開催を定期的に行っていた。その結果、調査から四つの条件を確認できた。第一に、CG の開園目的において、参加者それぞれの自由な活動が確保される要素が含まれている点である。タマリバタケでは、市民一人ひとりの目的が実現でき、それぞれの幸せを感じられるたまり場として機能することを目標としていた。そのため、統一的・定量的な目標を定めず、市民一人ひとりが自由な活動を確保できる内容を CG の目標として定めていた。

第二に、パーマカルチャーや協生農法等の農法の理念を取り入れている点である。規定では行動を強制するため、目標で掲げた参加者一人ひとりの目的を実現することは難しく、規定以外の方法が求められる。そこで、農法の理念を活かし、参加者は行動する選択の自由を保ちつつ、逸脱した行動への抑制をしていた。加えて、自然環境の要素が加わった農法の導入により環境配慮への意識が想定以上に高まることも確認できた。このように、取り入れる農法が CG の目標を左右する可能性があることから、農法の選択には綿密な検討が必要と考

える。

第三に、分散型自立組織の理念を取り入れている点である。参加者による自由な活動が確保されている状態を前提として、その活動を実現するためには、タマリバタケでは水平・分散型の組織形態として分散型自立組織のコンセプトを機能させていた。リーダーの不在によって、話し合いを通して、土地・空間を自由に利活用でき、参加者誰もが自由に意見や活動を実現できるような仕組みづくりがなされていた。

そして、第四に、農法と分散型自立組織それぞれの欠点を補完し合う点である。農法は規定の代わりに、逸脱した行動を抑制するものの、参加者の目的を実現する要素は十分に備えていない。反対に、分散型自立組織は参加者らが活動しやすい仕組みとして機能するものの、規定によって基本的に運営されている。つまり、農法と分散型自立組織の欠点を補完し合うことで、CG として規定を設けずとも、参加者による自由な活動が確保される状態が実現していた。

最後に、今後の研究課題について述べる。まずは、本稿では規定以外の CG の運営方法として、農法や分散型自立組織といった理念から CG の運営方針について鑑みたが、各アクター同士の相互行為によって、これらの運営方針がどのように成り立つのか、より鮮明に全体像を描いていく必要があるだろう。加えて、タマリバタケを事例に扱ったため、分散型自立組織やパーマカルチャー等の農法に焦点を当てたが、他の方法についても検討する必要がある。条例や規定によって運営される施設は、市民農園や CG に限らず、公園や緑地なども同様の傾向にある。一方、市民・民間主体による運営が重視されつつある近年の動向において、参加者の自由な活動の確保を目指す場合、分散型自立組織や農法の理念・コンセプトを取り入れることは、規定以外の運営方針として考えられ、規定にとらわれない方法を引き続き検討すべきである。

謝辞

調査にご協力いただいたタマリバタケの参加者、NPO 法人 neomura、世田谷区都市整備政策部都市計画課のみなさま、お礼申し上げます。また、本稿は日本計画行政学会第 47 回全国大会の報告内容に大幅な加筆修正を加えたものである。報告に対し貴重なコメントをくださったみなさまにも謝意を表します。

[注]

- 1)本稿では、金・大石ら(2022)に準じ、「CG」を共同で園芸等緑に関する作業を行う庭園、類似の対象である「コミュニティ農園」を共同での農作業を目的とする農園と定義する。他方で、「市民農園」を個人や家族単位での農作業を目的とする農園と定義する。
- 2)本稿における「市民」とは、市民・区民といった自治体単位で属する構成員とは異なり、主体的に物事を決め遂行する主体としての市民(citizen)としての定義に準ずる。

- 3)越川(2002)は、CG において活動の自由が確保されている事実を報告するのみであり、必ずしも自由の確保の重要性については述べていない。それでも本稿では、CGにおいて活動の自由が確保されることが重要であるとの立場に立つ。現代は多様な個人一人ひとりの幸福(Well-being)の達成が重視されている。そして、一人ひとりの幸福の達成には、個人が自らの意思や考えに基づき行動を選択する機会の確保が求められる。詳しくは、Sen(1992)を参照のこと。
- 4)本稿では「規定」を「何らかの強制的な作用により違反行為が是正されることを伴う定め」と定義する。
- 5)世田谷区によって「コミュニティ型農園」と説明されているタマリバタケでは、農作物に加え、花や和綿等が栽培されている。そのため、「コミュニティ型農園」は本稿における CG の定義に一致すると見なしで構わないと考えられる。
- 6)法制度上、市民農園は、遊休農地の利活用を起点に整備され、農家らが持つ土地を市民に対して貸し出すこと前提に、市民の利便性を考慮しながら、使用料金や活動時間、逸脱した行為に対する制限等が規定として盛り込まれている(工藤 2009、粕谷 2023)。
- 7)本稿では「規定以外」を「違反行為を是正するための権力的な作用が働かない定め」と定義する。そのため、規定以外の定めが設けられている CG では、行政、NPO 法人、そして参加者が対等な立場で違反行為の取り扱いを話し合うことになる。
- 8)NPO 法人 neomura は、世田谷区用賀地域の地域活性化を目的とする NPO 法人である。学生が主体となって企画・運営・資金調達を行う用賀サマーフェスティバルや、定期的に用賀周辺を清掃活動する用賀 BLUE HANDS など、タマリバタケもその一部の事業として取り組んでいる。
- 9)市民活動支援事業は、世田谷区地域保健福祉等推進基金により、地域の課題を NPO 法人等の市民活動団体と世田谷区との協働によって解決を目的とする事業である。世田谷区によって公共的課題が設定され、解決に向けて市民活動団体が協力する「行政提案型協働事業」と、市民活動団体より公共的課題が提起され、世田谷区が協力する「市民提案型協働事業」に区分され、それらの事業に対して最大 50 万円が支給される。
- 10)協生農法は、種と苗のみで無耕起・無施肥・無農薬を条件に、植物の特性を活かし、生態学的最適化状態の有用植物を生産する露地作物栽培法である(船橋 2016)。
- 11)資料としては、「事業計画書」「タマリバタケ日記 Vol.1~20」、ホームページとしては世田谷区の HP「タマリバタケ『日常生活に農と人のつながり』(提案型協働事業)」(<https://www.city.setagaya.lg.jp/02008/3703.html>)、NPO 法人 neomura の HP「タマリバタケ」(<https://www.neomura.or.jp/tamari-batake>)、ねつせた!による記事「“ハタケ”なのに、“タマリバ”でもある。二子玉川の『タマリバタケ』を訪れました!」(<https://note.com/netsuseta/n/nfe9d87818cfe>)を閲覧した。すべての HP の最終閲覧日は 2024 年 9 月 30 日である。
- 12)勉強会などは開催されていないため、タマリバタケを提案した理事との関わりが深い人による行動や人伝に伝授されたことを影響に、タマリバタケのコミュニティのコンセプトとして分散型自律組織の理念は根付いていった。

- 13)春夏隊・秋冬隊は、農業への関心の高い参加者によって構成されるグループ^oで、各時期に育てる農作物の決定と定期的な管理等を担う。加えて、誰でも参加可能なイベントとして、作付計画ワークショップ等を開催し、参加者の意見を取り入れている。
- 14)パーマカルチャーとは、食料生産と環境形成の共生を目指す考え方であり、都市部においても、農と緑の空間を取り込む手法として注目されている(糸長 1999)。

【参考文献】

- 秋田典子, 2014,「コミュニティガーデン方式による土地利用管理手法の検討」『日本建築学会技術報告集』20(45): 727-730.
- 一般財団法人都市農地活用支援センター, 2024,『ポスト 2022 年の都市農地』.
- 糸長浩司, 1999,「キーワード紹介 45 パーマカルチャー」『農村計画学会誌』17(4): 360-361.
- 遠藤茉弥・雨宮護, 2016,「都市郊外部における制度に基づく空閑地の暫定利用の成立プロセス-千葉県柏市カシニワ制度を対象として-」『都市計画報告集』15(2): 114-121.
- 粕谷淳司, 2023,「ドイツにおけるクラインガルテンの歴史的発展および日本の市民農園との比較」『建築・環境学会研究報告』67: 65-70.
- 金甫炫・大石智弘・松本浩, 2022,「都市における緑農環境保全・活用の計画・実現手法に関する事例集(案)」『国土技術政策総合研究所資料』1220.
- 工藤豊, 2009,「わが国における市民農園の史的展開とその公共性」『日本建築学会計画系論文集』74(643): 2043-2047.
- 経済産業省, 2022,『Web3.0 事業環境整備の考え方 ―今後のトークン経済の成熟から、Society5.0 への貢献可能性まで―』.
- 越川秀治, 2002,『コミュニティガーデン-市民が進める緑のまちづくり』, 学芸出版社.
- 国土交通省都市局公園緑地・景観課, 2021,『市民緑地認定制度活用の手引き -民×官の連携によるオープンスペースの運営-』.
- 近藤ヒデノリ, 2023,「タマリバタケ/人・行政・歴史、その土地まろごとつながる農園」『Urban Farming Life』Tokyo Urban Farming 編, トゥーヴァージンズ.
- 佐倉弘祐・磯部聖太・鈴木悠, 2022,「コミュニティガーデンの空間デザインの決定要因に関する研究」『都市計画報告集』20: 434-437.
- 新保奈穂美・斎藤馨, 2015,「計画者と利用者からみた『都市の農』の変遷に関する考察」『ランドスケープ研究』78(5): 629-634.
- 新保奈穂美, 2021,「農を通じた都市公園と地域コミュニティの再生-兵庫県神戸市の平野コープ農園の事例から-」『都市計画報告集』20: 154-156.
- 新保奈穂美, 2022a,『まちを変える都市型農園 コミュニティを育む空き地活用』, 学芸出版社.
- 新保奈穂美, 2022b,「農作物栽培を取り入れた富山市街区公園コミュニティガーデン事業 高齢者を中心とした地域コミュニティ再生の視点から」『都市計画報告集』20(4): 478-481.

- 世田谷区, 2014,『都市整備の基本方針』.
- 世田谷区, 2015,『地域整備方針』.
- 世田谷区, 2023,『世田谷区農業振興計画〔改定版〕』.
- 武田重昭・玉井一生・加我宏之・下村泰彦・増田昇, 2015,「コミュニティガーデン活動によるニュータウンのコミュニティ再生や地域管理の可能性」『ランドスケープ研究』78(5): 749-754.
- 寺田徹・雨宮護・細江まゆみ・横張真・浅見泰司, 2012,「暫定利用を前提とした緑地の管理・運営スキームに関する研究」『ランドスケープ研究』75(5): 651-654.
- 渡部陽介・宮本万理子・雨宮護・寺田徹・横張真, 2014,「カシニワ制度に基づくコミュニティガーデンにおける公共性の変化」『ランドスケープ研究』77(5): 713-718.
- Kurtz, H, 2001,“Differentiating Multiple Meanings of Garden and Community,” *Urban Geography*, 22(7): 656-670.
- Liu, L. Zhou, S. Huang, H. Zheng, Z., 2021,“From Technology to Society: An Overview of Blockchain-Based DAO,” *Computer Society*, 2: 204-215.
- Egerer, M. Fairbairn, M., 2018, “Gated gardens: Effects of urbanization on community formation and commons management in community gardens,” *Geoforum*, 96: 61-69.
- Naomi, S., 2024, “Community garden management for resilient cities: A case study in suburban Tokyo during the COVID-19 pandemic,” *Landscape and Urban Planning*, 251.
- Sen, A., 1992, *Inequality Reexamined*, Clarendon Press.(池本幸生・野上裕・佐藤仁訳, 1999,『不平等の再検討 潜在能力と自由』岩波書店.)
- Yoshiro, S. John, R., 2023,“Reputation-based Decentralized Autonomous Organization for the non-profit sector: Leveraging blockchain to enhance good governance,” *Front. Blockchain*, 5.